

仕 様 書

件名：排ガス等及びダイオキシン類測定業務委託

新発田広域クリーンセンター

名 称	品 名 及 び 仕 様	数 量	単 位	備 考
ごみ質検査	明細書1	1	式	3回
焼却残渣測定	明細書1	1	式	11回
焼却残渣溶出試験	明細書1	1	式	3回
ばい煙測定	明細書1、2	1	式	6回
排ガス中の水銀濃度測定	明細書1	1	式	3回
集塵固化灰溶出試験	明細書1	1	式	1回
飛灰の鉛含有量及び溶出量試験	明細書1	1	式	1回
ダイオキシン類測定(作業環境)	明細書3	1	式	2回
ダイオキシン類測定(排ガス・焼却灰)	明細書4	1	式	1回
ダイオキシン類測定(集塵固化灰)	明細書4	1	式	2回
ダイオキシン類測定(周辺土壌)	明細書4	1	式	1回

特記事項

- ・ 試料採取日及び詳細については、焼却炉の運転状況を勘案し打ち合わせにより決定するものとする。ただし、上記決定日は、全部又は一部を変更できる。
- ・ 委託期間は令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。
- ・ 試料採取及び試料運搬については、受注者が行うものとする。
- ・ 報告書は、2部作成し内容が完全に把握できるものとし、記録計算書を添付のうえ試料採取日から45日以内に提出すること。
(試験成績書の発行日は令和9年3月31日まで)
- ・ 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率等が変更となったときは、その変更税率等によるものとする。

明細書 1

ごみ質等

件名：排ガス等及びダイオキシン類測定業務委託		実施回数	備 考
測定項目	ごみ質検査	3回	サンプリングを含む 環整第95号通知別紙2- I 紙類、布類は単独、全7組成とする
	水分		
	種類組成(7組成)		
	灰分		
	可燃分		
	低位発熱量		
	単位容積重量		
	焼却残渣測定	11回	サンプリングを含む 環整第95号通知別紙2- II
	水分		
	大型不燃物		
	熱灼減量	3回	サンプリングを含む 環境省告示13号
	焼却残渣溶出試験		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	水銀又はその化合物	6回	3炉/回 大気汚染防止法のとおり 明細書2参照
	ばい煙測定		
	ばいじん		
	硫酸化合物		
	窒素化合物	3回	3炉/回 大気汚染防止法のとおり 環境省告示第94号
塩化水素			
排ガス中の水銀濃度測定			
水銀(ガス状)	3回	3炉/回 大気汚染防止法のとおり 環境省告示第94号	
水銀(粒子状)			
集塵固化灰溶出試験	1回	サンプリングを含む 環境省告示13号	
有機りん化合物			
六価クロム化合物			
カドミウム又はその化合物			
シアン化合物			
鉛又はその化合物			
ヒ素又はその化合物			
水銀又はその化合物			
アルキル水銀化合物			
セレン又はその化合物			
PCB			
四塩化炭素			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ふっ素及びその化合物			
ほう素及びその化合物			
1,4-ジオキサン			
飛灰の鉛含有量及び溶出量試験	1回	サンプリングを含む 環境省告示13号	
鉛(Pb)			
鉛又はその化合物			

明細書 2

ばい煙測定 6回

1 試料採取場所

(1) 排ガス

1号焼却炉、2号焼却炉、3号焼却炉の煙突測定口

2 測定項目及び測定方法

(1) 排ガス(3検体)

測定項目	測定方法
ばいじん	J I S Z 8808
硫黄酸化物	J I S K 0103 イオンクロマトグラフ法
窒素酸化物	J I S K 0104 自動計測法
塩化水素	J I S K 0107 イオンクロマトグラフ法
酸素濃度	J I S K 0301 自動計測法
排ガス量	J I S Z 8808

明細書 3

ダイオキシン類測定(作業環境) 2回

測定地点	備 考
プラント室 1 階	計 5か所
プラント室 2 階	
焼却灰積出室	
造粒成形室	
集塵灰固化室	
測定項目	備 考
粉じん濃度 (測定機器の名称及びD値は27年度の数值等を提供する)	60地点×年2回 6か月以内に1回
	・プラント室1階 A測定 17点 B測定 1点
	・プラント室2階 A測定 22点 B測定 1点
	・焼却灰積出室 A測定 5点 B測定 1点
	・造粒成形室 A測定 6点 B測定 1点
	・集塵灰固化室 A測定 5点 B測定 1点

明細書 4

ダイオキシン類測定(排ガス・焼却灰・周辺地区土壌) 1回、(集塵固化灰)2回

1 試料採取場所

(1) 排ガス

1号焼却炉、2号焼却炉、3号焼却炉の煙突測定口

(2) 集塵固化灰

灰ピット

(3) 焼却灰

灰押出装置

(4) 周辺地区土壌(2か所)

小友集落神社境内(風上側土壌)

小坂集落神社境内(風下側土壌)

2 測定項目及び測定方法

(1) 排ガス(3検体)

測定項目	測定方法
ダイオキシン類	JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
一酸化炭素	JIS K 0098 自動計測法
酸素濃度	JIS K 0301 自動計測法
ばいじん	JIS Z 8808
塩化水素	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
排ガス量	JIS Z 8808

※ 明細書2 ばい煙測定と測定項目が同じものは、ばい煙測定と同日・同検体で可とする。

(2) 集塵固化灰(2検体)

	測定方法
ダイオキシン類濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成16年環境省告示第80号)

(3) 焼却灰(1検体)

測定項目	測定方法
ダイオキシン類濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成16年環境省告示第80号)

(4) 周辺地区土壌(2検体)

測定項目	測定方法
ダイオキシン類濃度	5地点混合方式 ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル